

6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八戸市（市長事務部局、教育委員会、議会事務局、各行政委員会事務局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.0%
全職員	67.2%

※ 『任期の定めのない常勤職員以外の職員』とは、再任用職員、会計年度任用職員、育児短時間勤務職員が含まれる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	93.6%
課長級	92.1%
課長補佐級	98.4%
班長級	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.0%
31～35年	93.2%
26～30年	93.2%
21～25年	92.3%
16～20年	88.3%
11～15年	92.5%
6～10年	96.5%
1～5年	86.3%

【説明欄】

【全体に関する事項】

- ・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当や住居手当は、世帯主や住居契約者として男性が受給する割合が高く、扶養手当等と支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【1 全職員に係る情報に関する事項】

- ・「任期に定めのない常勤職員」について、相対的に給与水準が高い班長級以上では、男性職員の占める割合が高いことから、差異が生じています（男性の占める割合：69.7%）。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、男性は給与水準の高い再任用職員の占める割合が高く、女性は会計年度任用職員の占める割合が高いことから、差異が生じています（再任用職員のうち男性の占める割合：89.1%、会計年度任用職員のうち女性の占める割合：82.6%）。
- ・「全職員」について、女性職員は相対的に給与水準が低い常勤職員以外の職員の占める割合が男性職員よりも高いことから、差異が生じています（男性のうち占める割合：18.6%、女性のうち占める割合：57.1%）。

【2-（1）役職段階別の情報に関する事項】

- ・「課長級」の区分では、給与水準が高い医療職給料表（一）の適用を受ける男性職員がいることから、他の区分に比べて差異が大きくなっています。

【2-（2）勤続年数別の情報に関する事項】

- ・「26～30年」、「31～35年」の区分における男女差異は、給与水準が高い医療職給料表（一）の適用を受ける男性がいるため、差異が生じています。
- ・「6～10年」、「11～15年」、「16～20年」の区分における男女差異は、給与が減額される部分休業を取得している職員の割合が男性よりも女性が高いため、差異が生じています。
- ・「1～5年」の区分においては、教育委員会が指導主事等として採用する教員（※）に男性が多いことが主な要因となります。※勤続年数に比べて相対的に給与水準が高くなる。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八戸市立市民病院

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	68.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.1%
全職員	67.0%

※ 『任期の定めのない常勤職員以外の職員』とは、再任用職員、会計年度任用職員、育児短時間勤務職員が含まれる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	50.2%
課長級	82.5%
課長補佐級	94.4%
班長級	101.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.9%
31～35年	93.6%
26～30年	70.2%
21～25年	84.4%
16～20年	67.0%
11～15年	78.0%
6～10年	62.4%
1～5年	62.6%

【説明欄】

【全体に関する事項】

- ・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当は、世帯主として男性が受給する割合が高く、支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【1 全職員に係る情報に関する事項】

- ・給与水準が高い医療職給料表(一)の適用を受ける職員に男性が多いことから、「任期に定めのない常勤職員」及び「全職員」に差異が生じています（男性の占める割合：76.1%）。

【2-(1) 役職段階別の情報に関する事項】

- ・「部長・次長級」、「課長級」、「課長補佐級」の区分では、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に男性が多いことから、差異が生じています（「部長・次長級」の男性の占める割合：100%、「課長級」の男性の占める割合：79.3%、「課長補佐級」の男性の占める割合：63.6%）。

【2-(2) 勤続年数別の情報に関する事項】

- ・「1～5年」、「6～10年」、「11～15年」、「16～20年」、「26～30年」の区分では、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に男性が多いため、差異が生じています。特に、「1～5年」、「6～10年」の区分において、適用を受ける職員の割合が高いため、差異が大きくなっています。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八戸市交通部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	68.5%
全職員	75.6%

※ 『任期の定めのない常勤職員以外の職員』とは、再任用職員、会計年度任用職員、育児短時間勤務職員が含まれる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	—
課長級	—
課長補佐級	—
班長級	93.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	121.1%
21～25年	97.5%
16～20年	—
11～15年	87.0%
6～10年	—
1～5年	74.8%

【説明欄】

【全体に関する事項】

- ・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当や住居手当は、世帯主や住居契約者として男性が受給する割合が高く、扶養手当等と支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【１ 全職員に係る情報に関する事項】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、一般事務員に比べて給与水準の高い再任用職員や運転士・整備士では男性職員の占める割合が高いため、差異が生じています（男性の占める割合：98.5%）。

【２-（１）役職段階別の情報に関する事項】

- ・「部長・次長級」、「課長級」、「課長補佐級」の区分には、女性職員がいないため『－』で記載しています。

【２-（２）勤続年数別の情報に関する事項】

- ・「6～10 年」、「16～20 年」、「31～35 年」、「36 年以上」の区分には、女性職員がいないため『－』で記載しています。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八戸地域広域市町村圏事務組合（消防除く）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.0%
全職員	65.8%

※ 『任期の定めのない常勤職員以外の職員』とは、再任用職員、会計年度任用職員、育児短時間勤務職員が含まれる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	—
課長級	—
課長補佐級	101.0%
班長級	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.5%
31～35年	—
26～30年	87.4%
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	94.5%
6～10年	99.7%
1～5年	—

【説明欄】

【全体に関する事項】

- ・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当は、世帯主として男性が受給する割合が高く、支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【1 全職員に係る情報に関する事項】

- ・「任期に定めのない常勤職員」について、相対的に給与水準が高い班長級以上では、男性職員の占める割合が高いことから、差異が生じています（男性の占める割合：91.7%）。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、男性は給与水準の高い再任用職員の占める割合が高く、女性は会計年度任用職員の占める割合が高いことから、差異が生じています（再任用職員のうち男性の占める割合：100.0%、会計年度任用職員のうち女性の占める割合：100.0%）。
- ・「全職員」について、女性職員は、相対的に給与水準が低い常勤職員以外の職員の占める割合が男性職員よりも高いことから、差異が生じています（男性のうち占める割合：14.8%、女性のうち占める割合：58.3%）。

【2-（1）役職段階別の情報に関する事項】

- ・「部長・次長級」、「課長級」、「班長級」の区分には、女性職員がいないため『－』で記載しています。

【2-（2）勤続年数別の情報に関する事項】

- ・「1～5年」、「16～20年」、「21～25年」、「31～35年」の区分には、女性職員がいないため『－』で記載しています。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	74.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	76.5%

※ 『任期の定めのない常勤職員以外の職員』とは、再任用職員、会計年度任用職員、育児短時間勤務職員が含まれる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	—
課長級	—
課長補佐級	—
班長級	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	102.4%
11～15年	74.2%
6～10年	86.5%
1～5年	94.8%

【説明欄】

【全体に関する事項】

- ・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当や住居手当は、世帯主や住居契約者として男性が受給する割合が高く、扶養手当等と支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【１ 全職員に係る情報に関する事項】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」には、女性職員がいないため、『－』で記載しています。

【２－（１）役職段階別の情報に関する事項】

- ・すべての区分において女性職員がいないため『－』で記載しています。

【２－（２）勤続年数別の情報に関する事項】

- ・「21～25年」、「26～30年」、「31～35年」、「36年以上」の区分には、女性職員がいないため『－』で記載しています。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。